



令和4年1月 START▶▶

## 鹿児島市パートナーシップ宣誓制度 KAGOSHIMA PARTNERSHIP+<sup>プラス</sup>

スタート

鹿児島市では、一人ひとりの人権や多様性が尊重され  
誰もが安心して暮らしていける社会の実現を目指しています。  
鹿児島市における人権の多様性に関わる取り組みを  
「カラフルかごしま」と総称し、この取り組みの一環として  
鹿児島市パートナーシップ宣誓制度をスタートします。

### 鹿児島市パートナーシップ宣誓制度とは？

鹿児島市パートナーシップ宣誓制度(KAGOSHIMA PARTNERSHIP+<sup>プラス</sup>)は、  
性的指向及び性自認にかかわらず一人ひとりの人権や多様性が尊重され、  
誰もが安心して暮らしていくための制度です。この制度は、「お互いが  
人生のパートナー」であることを宣誓した一方又は双方が性的少数者  
であるお二人に対し、鹿児島市が宣誓書受領証等を交付するものです。

### パートナーシップ宣誓ができる方

次のすべての要件を満たしている方が宣誓できます。  
詳しい手続きや必要書類などは、市ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちら

- 1 成年に達していること
- 2 鹿児島市民であること、又は転入を予定していること
- 3 配偶者(事実婚を含む)がないこと
- 4 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- 5 宣誓者同士が近親者(民法に規定する婚姻できない続柄)でないこと

制度に関する問い合わせ・申し込み先

鹿児島市市民局人権政策部人権推進課

TEL : 099-216-1232 / FAX : 099-216-1207 / E-MAIL : jinken@city.kagoshima.lg.jp

